

ハイパワー(免許受検と運用状況の軌跡)

JJ1SXA 池

それまでは、屋根上のテレビアンテナのポールのトップに上げた **50MHz** の **GP** と、**HF** は **7・21 MHz** の短縮逆Vしか無かったのですが、**1979年6月**に、**6m**高のルーフトワーで、**14・21・28 MHz** の3エレトライバンダーと **50 MHz** の **4** エレ八木を上げ、ローテーターで回せるようにして、固定局・**HF** バンドを **100W**に変更しました。

検査官は一人で来ましたが、駅まで車で迎えに行き、自宅に到着して、お茶を飲んでいただき、しばし雑談の後、「それでは検査を始めます」と座り直された時は、結構緊張したものでした。

備え付けの、法令集、業務日誌、無線検査簿等の書類と時計等を確認し、いよいよ **TVI** 等のチェックを済ませ、外に出てアンテナの確認でした。

3.5 MHz のアンテナが上がっていませんでしたが、**3.5 MHz** のアンテナはどれですか？と言われ、とっさに **7MHz** のアンテナにカップラーを使って乗せていますと、誤魔化し、事無きを得て何とか合格でした。(アンテナまで全部調べるとは思ってもいなかったし、パッと見て直ぐに指摘する検査官は、矢張りすごいと思った)

1984年10月期の試験で、**SXB**が1アマに合格し、自立タワーも建ち、アンテナをグレードアップして、固定局を **500W(HF)**に変更したのが、翌年の **6月**です。

500W の検査は、検査を受けるのも **2** 度目の事で余り緊張感はありませんでした、検査官は一人でしたが、こちらは2局いますので、**TVI** のチェックの時は、一人は無線機の操作、一人がテレビのチャンネルを回す役で、一寸 **I** が怪しい3チャンネルを飛ばして回しましたが、そこは検査官、しっかりと3チャンネルにして下さいと、見逃してはくれませんでした。

でも、若干 **I** が入るようですね、対策をしてから波を出すようにして下さいと容認してくれましたし、リニア (**TL-922**) の切り替えスイッチは、**28MHz** のところには切り替えが出来ないよう工事設計書には記載しておきましたが、実際には工事をせず、切り替えスイッチの **28MHz** の表示部分にビニールテープを貼って誤魔化しておいたのがバレてしまいました、実際に検査官がリニアに触るとは思っていなかったのですが、これも、後で工事をして下さいと容認してくれ、無事合格でした。

(当時 **28MHz** は、**50W** までしか免許されませんでした、**TL-922** は **28MHz** も **500W** 出るようになっているので、使えないようにする必要があった。)

それ以前の**1978年**に、移動局 **50MHz** の **50W** 変更届を出し、検査を受けようと準備していたら、どうした事か検査無しで **50W** の免許状が届いてしまい、電監(当時)に一回連絡をしたのですが、それっきりになっておりました。

50W の免許状を発行したのは、電監の手違いだったようで、これは後日 (**1989年**)、

臨時検査という形になり、一旦 **10W** 免許に戻し、保証認定で **50W** の変更届を出す事で、無事決着でしたが、この時の臨時検査には検査官が **2** 人来ました。(1989 年の4月には、**100W** までは、保証認定だけで検査が省略されるようになっていました。)

1996 年 **4** 月には、法改正で空中線電力の引き上げがあり、今までの2倍の電力まで認可されるようになり、また、**200W**までは、保証認定でOKとなりました。

その2年後、遅ればせながら、今まで **50W** の免許だった固定局の **50MHz** を保証認定で **200 W** に変更しましたが、**10** 年足らず前には、**50W** でも検査が必要だった事を考えると、随分緩和されたものです。

また、電力も、HFのみならず、**50MHz** でも**1KW**まで許可が下りるようになったのです、**50MHz** で**1KW**は必要無いとは思いましたが、せめて **500W** の免許をと思うようになり、真剣に検討することになったのです。

現在、保証認定は民間会社が代行するようになっていましたし、**200W** を超す局の検査も、電気通信局の検査官も行いますが、民間の認定業者に依頼して検査を受け、「認定点検通知書」を付して書類申請という方法もできるようになりました。

検査官による点検も、認定業者の点検も内容は一緒ですが、受ける側ではこちらの認定業者の方が精神的にも楽ですし、不備の点は、認定業者にもよるでしょうが、追加工事(**I** の対策等)をして貰えますので、若干費用が高くなってもこちらの方が便利です、実際に免許までの期間が相当早く、順調にいけば、変更届の提出からほぼ3週間位で免許状が届きます。(私の場合も3週間位で免許状が届きました)

電気通信局の点検ですと、点検日は平日だけです、検査官の人数の関係で **1** ヶ月以上はゆうに待たされるようです。

どちらかと言うと、電気通信局では、こちらの認定点検の方法を推奨しているような気配で、変更届を提出し、変更許可通知書が送られて来た時、親切な説明書等と、認定点検の方法の方が早く許可が下りますと書いた書類が同封してありました。

そんなわけで、私は認定点検の方法を選び、変更許可通知書が届くとすぐに試験電波発射届を提出、同時に、近隣のI調査と共に認定点検依頼、認定点検終了で、工事落成届提出と進み、HFのオールバンド**1KW**と**50MHz**の**500W**が、昨年夏(平成 **14** 年8月)に無事免許されたのでした。(SXBも機器共用で同時に免許)

今度の検査では、TVIその他のIについての検査もさることながら、電波防護環境についての事が相当シビアに検査対象のようでした。

実際には、距離の実測と計算値による適否判断です、後は周波数計・高周波電力計・スペアナ・方向性結合器等の計測器による周波数、電力、スプリアス等の測定ですが、これは、局の検査官の検査でも実施されるようです。

電波防護環境については、電波法施行規則第 **21** 条の **3**「電波の強度に対する安

全施設」、平成11年郵政省告示第300号「無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び測定方法」等で示されています。

アンテナからの距離を要求されます(地上高と、アンテナ設置の基部からの水平距離が関係します)、広い敷地にアンテナが設置できれば地上高をそれほど要しませんが、敷地が狭い場合、狭ければ狭いほど地上高が必要です。

私の家の場合、塀からタワーの中心点までの水平距離の最短箇所は、約2m位しかありませんので、現在のタワー上のアンテナ高が、殆ど免許ぎりぎりの地上高です。

ちなみに、50MHzの1KW免許は、特別の免許という事で、通常の届出書類の他に、色々な資料の添付が求められるようですし、アンテナの設置条件が大変です。

電波防護環境について、TWO-FORTY誌第45号(平成11年12月発行)に、JA1RIZ・久保田OMの解説記事がありました。

振り返ると、HFは10W→100W→500W→1KWに、50MHzの方は10Wから、50W→200W→500Wと免許の出力が上がってきたわけですが、50MHzの場合はGPに10W機(TS-600)の頃の方が一番アクティビティが高かったようで、50MHzCW特記のAJD、WAJA、JCC100等は殆どこれでやったような気がしますし、HFも7.21MHzの短縮逆Vに100W機(TS-820S)の頃の方が一生懸命だった?ような気がします、21MHzCW特記のWAC、DXCC100カントリーはこの頃でした。(良く聞こえない信号を、ヘッドフォンをかけ、ボリュームを最大に上げて聞き、耳を痛めて耳鼻科のお医者さんにお世話になりましたhi)

HFの出力が500Wになり、アンテナも14.21.28MHzの5エレトライバンダーに変わった頃は、仕事が忙しかった時期でもありますが、余りDXを追いかける事も少なく、リニアを使ってのハイパワー運用の機会は珍しく、勿体無い話でした。

今度の免許は、無駄にする事無く、十分に活用するようにしたいと思います、どうなることでしょうか?少なくとも50MHzの方は、多少活用できていますが、HFの方は余り変わらないというのが現状になりそうです。

折角シャックに、リニアアンプ用の200Vのコンセントを新設、ローテーターも、仰角ローテータと共に一新、ローバンドのアンテナを整備、性能はともあれ、HFハイバンドの八木アンテナも上げ直し、全て環境が整い、時間もたっぷりある生活?になりましたが、今コンサイクルのコンディションもボトムに向かい、次のサイクルでは、体力、気力があるのだろうか、それどころか最悪の状態だったりして…と、うまくいきませんね。

各局、遠い所へお出かけの節は50MHzをメインで、50MHzで無理の時はHFで、国内でも、オーバーシーでも、聞こえる限りは、追い掛け、届かせるようにしたいと思います(TL-933が威力を発揮してくれるでしょう)、よろしくお願いします。

それでも駄目ならeQSOです、これならインターネット環境があれば、ほぼ100パーセント確実ですが、無線ゲートウエーのノード局を経由すれば、一応無線ですね。